岩手県立療育センター
指定管理者　募集要項



令和８年 11 月

岩　　手　　県

岩手県（以下「県」という。）は、岩手県立療育センターについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

１　設置目的

医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センター等を併設した複合施設で、治療のほか機能訓練、生活訓練、相談支援などを行い、障がい児及び障がい者が有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

２　対象施設

(1)　施設名称
　岩手県立療育センター（以下「センター」という。）

(2)　所在地
　紫波郡矢巾町医大通二丁目１番３号

(3)　設置者
　岩手県

(4)　建物の概要
　敷地面積　20,576.07㎡（岩手県立盛岡となん支援学校を含む。）
　建築面積　5,735㎡
　延床面積　12,645㎡
　階　　数　地上３階
　構　　造　鉄筋コンクリート造

(5)　主な構成施設
　①　医療型障害児入所施設
　②　医療型児童発達支援センター
　③　障害者支援施設（施設入所支援、自立訓練、就労移行支援）
　④　小児科、整形外科、児童精神科、泌尿器科、神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科及び歯科
　⑤　児童発達支援事業及び生活介護事業
　⑥　短期入所事業
　⑦　日中一時支援事業
　⑧　相談支援事業（岩手県発達障がい者支援センター）

３　指定管理期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間とします。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であっても、指定を取消し、又は業務の停止を命じることがあります。

また、現在の指定管理者以外の者が新たに指定管理者に指定された場合、この期間の前に、新たな指定管理者の費用負担により、現在の管理団体との業務引継ぎや業務に関する研修をしていただきます。

４　指定管理者が行う業務の範囲

（詳細は、別添「岩手県立療育センター管理運営業務仕様書」を参照）

(1)　施設の運営に関する業務（下記及びそれに付随する業務を含む。）

①　肢体不自由児、重症心身障がい児（者）、発達障がい児（者）等への医療・療育の提供に関する業務

②　障がい児（者）及びその家族への相談支援及び地域療育支援に関する業務

③　身体障がい者及び高次脳機能障がい者等への社会復帰支援及び入所支援に関する業務

(2)　施設の維持管理に関する業務（下記及びそれに付随する業務を含む。）

①　建築物保守管理業務（点検、保守、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。）

②　建築設備保守管理業務（運転、監視、点検、保守、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。）

③　外構施設保守管理業務（点検、保守、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。）

④　清掃業務（建物内外部及び敷地内の清掃業務）

⑤　警備業務

⑥　環境衛生管理業務

⑦　備品・什器等の管理業務（保守、点検、修繕、その他一切の管理業務を含む。）

⑧　駐車場管理業務

⑨　廃棄物処理

(3)　経営管理に関する業務

①　運営方針の作成

②　事業計画書の作成業務

③　事業報告書の作成業務

④　事業評価業務

⑤　職員に対する研修業務

⑥　指定期間開始時及び終了時の引継業務

(4)　施設で実施する自主的事業に関する業務

(5)　その他

①　広聴広報業務（要望や苦情、トラブル等への対応を含む。）

②　施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務

③　関係機関との連絡調整業務

④　その他、施設の管理運営上必要と認められる業務

５　管理運営に要する経費

指定管理者が行う業務は、施設利用者が負担する利用料金及び県が支出する指定管理料により実施していただきます。

(1)　総論

①　センターの指定管理者は、岩手県が支払う指定管理料の他、診療報酬や利用者が支払う利用料金、自らが企画実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。また、事業の実施に際して各種助成金・協賛金等を活用することができます。

②　県は、指定管理期間中の委託料（指定管理料）の支出を担保すること（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為）を予定しています。

③　指定管理者の収入として見込まれるものは、次のとおりです。

ア　委託料（指定管理料）

イ　利用料金（療育センター条例（昭和 51 年条例第 57 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）で定められた収入）

ウ　自主事業からの収入

エ　各種助成金・協賛金等

オ　その他センターの管理運営に伴って発生する収入のうち、県が認めたもの

④　指定管理者の支出として見込まれるものは、次のとおりです。

ア　人件費（退職給与引当金を含む。）

イ　事務費

ウ　施設設備等管理費（修繕費、光熱水費及び保守管理に要する経費等）

エ　事業費

オ　負担金（センターの運営に付随して必要となる会費等）

カ　事業活動に伴い発生する公租公課

キ　その他、センターの管理運営に伴い発生する支出のうち、県が支払うべきものを除いたもの

(2)　指定管理料の見積

①　指定管理料の構成

県が指定管理者に対して支払う委託料積算の考え方は、運営業務、維持管理業務及びその他の費用として見込まれる総額から、提案時に想定した医療・福祉業務で得られる利用料金収入の見込額を差し引いた額を見積もっています。

②　見積方法

ア　指定管理料は、指定期間（２年間）の総額とし、支払期ごとに平準化して指定管理者に支払います。

イ　指定管理料について、原則として次の（ア）から（エ）までの経費を除き、県は精算しません。ただし、診療報酬や介護報酬等の公定価格の増額改定等による大幅な収支差額が生じた場合においては、県と指定管理者と協議の上、一部を精算することがあります。

（ア）外来収益

・　外来収益については、医師の体制によりその患者数や収益が増減するものであり、また、医師は県が確保することとしているため、県が当初見込んだ外来収益に対する増減額について精算します。

（イ）人件費

・　県が派遣する医師及び看護師等の医療従事者（以下「医師等」という。）以外の必要な職員については、指定管理者において配置します。（県の派遣予定数は、各年度において定める標準職員配置数に明記しますが、県職員の配置転換及び退職により変動があり得ます。）

・　指定管理者が作成する収支計画により、県が認めた職員の処遇及び配置数に伴う人

件費について、実態に応じてその増減額について精算します。

・　なお、県が認めた職員の処遇の変更及び標準職員配置数を上回る配置をしようとする場合においては、あらかじめ県に協議した上で必要と認められた場合には当該人件費を精算対象としますが、認められない場合は当該変更に係る人件費は精算対象から除きます。

（ウ）光熱水費・燃料費

・　光熱水費・燃料費については、社会・経済情勢の影響を受けやすく今後の高騰をあらかじめ見込むことが困難であることから、光熱水費・燃料費の執行額が先に示す額を下回った場合はその差額を減額し、上回った場合にはその差額について増額します。

（エ）修繕費

・　県は、あらかじめ見込まれる年間の修繕費を示して指定管理料に盛り込みますが、修繕費の執行額が先に示す額を下回った場合はその差額を減額し、上回る場合は県と事前に協議し必要と認める場合は当該額について指定管理料を増額します。

・　なお、先に示す年間の修繕費を執行額が上回ることが見込まれる場合は、当該修繕を実施する前に県と協議した上で必要と認められたものについて実施することとなります。

・　また、指定管理者は県が行うべき修繕について、県に対し必要な提案をしていただくほか、次に掲げる事務についても関与していただきます。

a. 概算見積書の手配
b. 工事実施日の調整
c. 県が選定した施工業者に対する工事上の指導等
d. 県が選定した施工業者が行う修繕工事の立会
e. 県が行う完成検査の立会
f. その他修繕工事の実施に関し必要となる事務

（オ）行政財産の目的外使用許可

・　行政財産の目的外使用部分の使用許可に係る光熱水費について、あらかじめ見込まれる年間の額を示して指定管理料に盛り込みますが、当該光熱水費の執行額が先に示す額を下回った場合はその差額を減額し、上回る場合は県と事前に協議し必要な場合は当該額について指定管理料を増額します。

③　見積額

ア　指定管理料

指定管理料については、以下の金額を上限として見積りして下さい。

区　　分		上限額（税込）
総　　額		1,680,685 千円
内訳	令和９年度	829,895 千円
	令和 10 年度	850,790 千円

イ　上記指定管理料のうち、修繕費及び行政財産の目的外使用許可

区　　分		光熱水費・燃料費	修繕費	行政財産の目的外使用許可
内訳	令和９年度	76,358 千円	4,875 千円	133 千円
	令和 10 年度	76,358 千円	4,875 千円	133 千円

④　県が想定する利用者の主な受入見込数

＜入院（入所）：定員 60 人＞

年度	令和９年度	令和10年度
１日平均利用者 （利用率）	41.6 人 （69.3%）	41.6 人 （69.3%）

＜外来＞

年度		令和９年度	令和10年度
外来延患者数 （1 日平均患者数）		18,182 人 （75.8 人）	18,764 人 （78.2 人）
	小児科	9,450 人	10,032 人
	整形外科	2,969 人	2,969 人
	児童精神科	2,349 人	2,349 人
	泌尿器科	0 人	0 人
	神経内科	0 人	0 人
	眼科	435 人	435 人
	耳鼻咽喉科	373 人	373 人
	歯科	2,606 人	2,606 人
	リハビリテーション科	0 人	0 人

＜指定短期入所：定員５人＞

年度	令和９年度	令和10年度
１日平均利用者 （利用率）	0.1 人 （2.0%）	0.1 人 （2.0%）

＜医療型児童発達支援センター「つくしんぼ」：定員 20 人＞

年度	令和９年度	令和10年度
１日平均利用者数 （利用率）	7.2 人 （36.0%）	7.2 人 （36.0%）

＜児童発達支援・生活介護事業「かがやき」：定員 15 人＞

年度	令和９年度	令和10年度
１日平均利用者数 （利用率）	5.4 人 （36.0%）	5.4 人 （36.0%）

＜障害者支援部施設入所支援：定員 30 人＞

年度	令和９年度	令和10年度
１日平均利用者数 （利用率）	7.4 人 （24.7%）	7.4 人 （24.7%）

⑤　標準職員配置数

県が想定している標準職員配置数については、別添「岩手県立療育センター管理運営業務仕様書」に示すとおりであり、このうち医師の内訳は次のとおりです。

診療科	人数
小児科	３名
整形外科	１名
児童精神科	１名
歯科	１名

また、上記④に対応するため、標準職員配置数のほか、関係機関からの医師の診療応援（非常勤医師）により必要な医師を配置します。

６　申請資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりです。

(1)　県内に主たる事務所を置く又は置こうとする（指定管理者として指定される前までに設置すること。）法人であること。

①　個人では申請できません。

②　団体は、複数の法人により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できます。

③　単独で申請する団体は、（同一の施設について）他のグループの構成団体となって申請することはできません。

④　グループで申請する団体の構成団体は、（同一の施設について）単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。

⑤　グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

(2)　申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する団体

②　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きしている団体

③　岩手県から指名停止を受けている団体

④　都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

(3)　申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

①　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②　禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4)　申請団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

①　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員

②　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

７　選定スケジュール

選定は、次の日程で行います。

項　　目	日程（予定）
①募集要項等公表	令和８年11月13日(金)
②募集要項等に関する質問の受付	令和８年11月13日(金)～11月27日(金)
③募集要項等に関する個別説明及び現地見学	令和８年11月18日(水)～11月27日(金)の間で指定する日
③審査提出書類の受付	令和８年11月13日(金)～12月14日(月)
④ヒアリング（プレゼンテーション）、選定委員会による審査	令和８年12月15日(火)～12月23日(水)の間で指定する日
⑤議会による指定管理者指定の議決	令和９年２月頃

⑥協定の締結	令和９年３月頃

８　申請手続

(1)　募集要項等に関する質問の受付及び回答

①　質問受付期間　　令和８年11月13日(金)～27日(金)正午

②　質問受付方法　　募集要項等に関する質問書（別紙１）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより岩手県保健福祉環境部障がい保健福祉課あて提出してください。（※電子メールの場合は、件名を「岩手県立療育センター指定管理者募集要項等に関する質問」と記載してください。）

③　回答方法　　電子メール又はファクシミリにより質問者に直接回答します。

(2) 個別説明及び現地見学

①　開催日時　令和８年 11 月 16 日(水)～11 月 27 日(金)の間で指定する日

②　開催場所　岩手県立療育センター（岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目１番３号）

③　注意事項

ア　感染症等の情勢により実施できない場合があります。

イ　個別説明や現地見学を希望される場合は、事前に申込書（別紙２）に必要事項を記入の上、電子メール又はファクシミリにより申込してください。申込の確認後に個別に日時の調整をします。

ウ　現地見学の参加者数は１団体２名までとします。また、グループでの申請を予定している場合は、各団体から１名としてください。なお、当日は募集要項等一式を岩手県のホームページからダウンロードの上持参してください。

(3)　申請書類の受付

①　受付期間　令和８年 11 月 13 日(金)～12 月 14 日(月) 9 時～12 時及び 13 時～17 時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

②　提出方法　岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に持参するか、書留郵便により郵送してください。いずれの方法も 12 月 14 日(月)17 時必着とします。

※　ファクシミリ、電子メールでの申請は受け付けません。

９　申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、記載内容の説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

各書類とも 10 部（正本１部、副本９部（副本は写しで可））提出してください。

申　　請　　書　　類	グループで申請する団体の留意事項
(1) 指定管理者指定申請書（様式第１号）	グループ申請構成表（様式第１－１号）を添付
(2) 申請団体計画書（様式第２号）	
(3) 収支計画書（様式第３号）	
(4) 職員配置計画書（様式第４号）	
(5) 主要業務実績一覧（様式第５号）	
(6) 管理運営計画書（様式第６号）	
(7) 再委託予定調書（様式第７号）	
(8) 研修計画書（様式第８号）	
(9) 誓約書（様式第９号）	
(10) 申請者に係る書類	各書類とも、全構成団体分を添付
①　団体概要書（様式第10号）	
②　定款又は寄附行為	
③　法人登記簿謄本又は登記事項証明書	
④　申請日の属する会計年度の収支予算書	
⑤　過去３会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書	
⑥　前年度の事業報告書	
⑦　納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）	
⑧　役員名簿	

10　申請に関する留意事項

(1)　失格又は無効

次に掲げる場合は、当該申請は失格又は無効となることがあります。

①　提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

③　申請書類に虚偽の記載があったとき。

④　岩手県立療育センター指定管理者選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

⑤　申請資格を有していないことが判明したとき。

⑥　申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

⑦　著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者としてふさわしくないと県が認めたとき。

⑧　その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2)　申請内容変更の禁止

提出された書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(3)　申請書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

(4)　申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5)　費用負担

申請に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(6)　情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(7)　暴力団員等の排除

資格審査に当たって、申請団体の役員等が暴力団員等であるか警察本部に照会を行う場合があります。

また、指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはなりません。

(8)　参　考

現在の指定管理状況の評価については、ホームページで公開しています。

11　選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、「岩手県立療育センター指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「岩手県立療育センター指定管理者選定委員会」において、面接審査により行います。

(1)　面接審査

令和８年 12 月 15 日(火)～12 月 23 日(水)の間で別途指定する日に面接審査を行います。

説明時間は 30 分以内、質疑時間は 30 分以内とします。

申請者による説明は、団体概要書等により団体の概要を説明した後、申請団体計画書及び管理運営計画書等に基づき行うものとし、パワーポイントを使用することも可能です。（パソコン、プロジェクタ、スクリーンについては、県で用意しますので、事前に申出願います。）

審査の結果は、令和８年 12 月下旬から令和９年１月初旬頃に通知します。

(2)　指定管理者の指定

県議会の議決により指定管理者を指定します。

12　選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準及び審査内容は次のとおりです。

(1)　審査項目・内容及び配点一覧

選　定　基　準	審　査　項　目	審　　査　　内　　容	配点	計算式
1　管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること	設置目的の理解	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか	5	
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか	5	
		利用者等からのクレーム対応の仕組みは適切か	5	
2　管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること	利用促進のための計画	施設の利用率を高めるための内容の提案・方策等を有しているか	5	
		関係機関・団体等との連携が図られる計画となっているか	5	
	サービスの向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか	5	
		自主事業の提案の実現可能性はあるか	5	
	施設管理	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか	10	(5 点満点×2)
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか	10	(5 点満点×2)
		環境に配慮した業務運営となっているか	5	
3　指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか	10	(5 点満点×2)
	経営基盤	財政状況（経営基盤）が安定しているか	5	
	実施体制	必要な有資格者等の適正な職員を配置しているか（することが可能か）	5	
		職員の研修体制は十分か	5	
	経験実績	医療施設又は社会福祉施設における良好な管理運営実績を有するか	5	
4　その他別に定める基準	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	5	
	情報管理	個人情報保護対策は万全か	5	
合　　計			100	

(2)　評価の方法

評価は、６段階評価とし、点数化して行います。

評　価	点数	内　　容
Ａ評価	５点	優秀である
Ｂ評価	４点	満足できる
Ｃ評価	３点	平均的である
Ｄ評価	２点	物足りなさを感じる
Ｅ評価	１点	劣っている
Ｆ評価	０点	評価出来ない（空欄であるなど）

(3)　総合評価

評価点の合計が６割に達しない場合は、補正を求めることがあります。

13　問合せ先及び申請書提出先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
〒020-8570　盛岡市内丸 10－1
メールアドレス AD0006@pref.iwate.jp
電話 019-629-5446
FAX　019-629-5454 担当：石田

【本要項の添付書類】

１　施設の管理運営業務仕様書
２　施設の概要等
①　岩手県立療育センターの概要
②　令和２年度から令和７年度施設収支実績
③　岩手県立療育センター運営推進計画（令和２年３月策定、令和６年３月改訂）
④　岩手県立療育センター運営推進計画（令和８年 10 月策定）
⑤　施設平面図
⑥　療育センター条例、療育センター条例施行規則、利用料金に関する告示

（別紙１）

令和　　年　　月　　日

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課　あて

募集要項等に関する質問書

岩手県立療育センター指定管理者募集要項等について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	法人・団体名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E－mail
質問項目	（募集要項または配付資料名・ページ）
内　容	

留意：質問事項は、本様式１枚につき１問とし、簡潔にとりまとめて記載して下さい。

（別紙２）

令和　　年　　月　　日

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課　あて

個別説明及び現地見学　参加申込書

岩手県立療育センター指定管理者に係る個別説明及び現地見学への参加を申し込みます。

法人又は団体名	
所在地	
所属/担当氏名	
電話	
FAX	
E－mail	
参加人数	人